

令和7年1月定例会

- 1 期 日 令和7年1月22日（水）
開会 午後2時30分
閉会 午後4時00分
- 2 会 場 鎌ヶ谷市立鎌ヶ谷小学校（会議室）
- 3 出席者 小林 修一 教育長
久野 義春 教育長職務代理者
根本 恵美子 委員
朽木 量 委員
赤岩 けさ子 委員
- 4 出席職員 大塚 潤一 生涯学習部長
木間 幸司 生涯学習部次長（事）教育総務課長
中野 由博 生涯学習部副参事
菅井 洋子 生涯学習部副参事（事）学校教育課長
島 しのぶ 学校教育課指導室長
三石 宏 生涯学習部副参事（事）郷土資料館長
小笠原 友香 生涯学習推進課長

後野 真弥 文化・スポーツ課長

5 議案事項

議案第1号 鎌ヶ谷市学校運営協議会の設置等に関する規則の制定について

議案第2号 鎌ヶ谷市学校運営協議会の運営等に関する要綱の制定について

議案第3号 令和6年度鎌ヶ谷市教育委員会教育功労者表彰について

6 報告事項

報告第1号 令和7年鎌ヶ谷市成人式～二十歳の集い～の開催について

報告第2号 令和7年2月の行事予定

報告第3号 学校の近況報告について（指導）

報告第4号 学校の近況報告について（管理）

7 傍聴者

なし

教 育 長	<p>ただいまから、鎌ケ谷市教育委員会 1 月定例会を開会します。 本日の出席者は 5 名であります。 定足数に達しておりますので、1 月定例会を開会します。 本日の定例会の会議録の署名委員については、赤岩委員を指名します。</p>
教 育 長	<p>本日の審議案件について事務局の説明をお願いします。</p>
教育総務課 木間課長	<p>本日の審議案件は、議案事項 3 件、報告事項 4 件です。 よろしく、ご審議のほどお願いいたします。</p>
教 育 長	<p>それでは、議案第 1 号の審議に入ります前に、議案第 3 号、令和 6 年度鎌ケ谷市教育委員会教育功労者表彰については、個人に関する情報を含む事項であります。 また、報告第 3 号、学校の近況報告について（指導）、及び報告第 4 号、学校の近況報告について（管理）は、個人に関する情報を含む事項であります。 よって、これらの案件につきまして、鎌ケ谷市教育委員会会議規則第 13 条の規定により非公開とすることについてお諮りします。 議案第 3 号、報告第 3 号、報告第 4 号を非公開とすることにご異議はございませんでしょうか。</p>
各 委 員	<p>異議なし。</p>
教 育 長	<p>ご異議がございませんので、議案第 3 号、報告第 3 号及び報告第 4 号を非公開といたします。</p>
教 育 長	<p>それでは、議案第 1 号、「鎌ケ谷市学校運営協議会の設置等に関する規則の制定について」、事務局の説明をお願いします。</p> <p style="color: blue;">議案第 1 号 鎌ケ谷市学校運営協議会の設置等に関する規則の制定について</p>
学校教育課 島指導室長	<p>指導室長の島です。よろしくお願いいたします。 議案第 1 号、「鎌ケ谷市学校運営協議会の設置等に関する規則の制定について」、ご説明いたします。</p>

教育長及び教育委員の皆様には、事前に資料を3種類配布させていただいているかと思えます。

青い表紙のコミュニティスクール導入ガイダンス、それからオレンジっぽいコミュニティスクールのQ&A、それから1枚の単独のコミュニティスクールと地域学校協働活動の一体的推進、こちらを一緒にお示ししながら進めたいと思いますので、恐れ入りますが、ご用意をお願いいたします。

議案第1号の提案理由としましては、令和7年4月から、鎌ヶ谷市立道野辺小学校に学校運営協議会を設置するにあたり、規則を制定するものでございます。

なお、道野辺小学校以外の学校につきましては、準備の整った学校から学校運営協議会を設置する予定となっております。

本来であれば、議案第1号の規則のことについてだけ、説明するところではありますが、学校運営協議会、コミュニティスクール制度についても、少しご説明を加えながら、進めてまいりたいと思います。

1枚めくっていただきまして、規則第1号及び青いコミュニティスクール導入ガイダンスの1ページをご覧ください。

第1条は規則の趣旨となります。

記載にございます、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条でございますが、こちらは、学校運営協議会について定められているものとなっております。

こちらの法に基づき、学校運営協議会の設置及び運営に関し必要な事項を定めることとなります。

青い表紙の資料1ページをご覧ください。

学校運営協議会の権限には3つございまして、1、方針を作成する学校運営の基本方針を承認する、2、学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べることができる、3、教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べるができる、という、3つの権限がございます。

コミュニティスクールの機能といたしましては、資料1ページにございますように、保護者や地域住民等が一定の権限や責任を持って学校運営に参画する仕組みとなっております。

戻りまして、第2条設置でございます。

本市が設置する小学校及び中学校に一つの協議会を置くこととなります。なお、法第47条の5第1項但し書きに規定する2以上の学校の

運営に関し、相互に密接な連携を図る必要がある場合を定める省令に定める事由に該当する場合であって、本市において2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があるときは、2以上の学校について1の協議会を置くことができる、とあります。

こちらに関しましては、義務教育学校について定めているものであり、本市については当てはまらないため、各小学校・中学校ごとに協議会を設置することといたします。

第3条は、運営方針となります。

先ほど説明いたしました3つの権限、それから、機能等について記載がございます。

第4条、委員の人数等となっております。

委員10名以内で組織しますが、教育委員会が任命し、または、委嘱すると、言葉が2つございますが、学校の教職員に関しましては任命、地域住民や保護者等に関しましては委嘱となるため、こちらの2つの言葉がございます。

下から2行目に、委員の任期は2年以内とするとございます。

委員が欠けた場合は、補欠の委員の任期を前任者の残任期間としております。

また、1回に限り再任を認め、最長4年勤めることができます。

ご覧いただく資料が、順番とおりとなっておりますが、申し訳ございませんが、オレンジの冊子Q&Aの2ページ、こちらのQの5に学校運営協議会の委員はどのような人を選定するのですか、と記載しています。

その中に、規則の例として載っております。

(3)に、社会教育法第9条の7第1項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者とございますが、本市におきましては、地域学校協働活動推進員がまだ十分に人材育成ができていないという現状もございまして、地域学校協働活動推進員という言葉が本市の規則の中には記載してございません。

地域学校協働活動につきましては、令和6年度から全小中学校に設置し活動を行っております。

A4の用紙で1枚となっております、こちらに下の部分が地域学校協働活動、上の青い部分がコミュニティスクールの関係となっております、この活動を結びつける役割をする人物を地域学校協働活動推進員と呼んでおりますが、本市では先ほど申しましたように、まだ十分な活動がで

きる状況ではございませんので、似たような業務を行っていただいている人のことを、地域コーディネーターと呼んでおります。

今年度から各小中学校で地域学校協働活動をすべて行っておりますので、地域コーディネーターは各学校1から2名いて活動いただいている状況でございます。

なお、令和7年度は、県の研修を活用して、人材育成を図ってまいる予定となっております。

規則を1枚めくっていただき2枚目をお願いいたします。

守秘義務となります。委員は、職務上知り得た事実を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とするとしております。また、2項では、このほか、次に掲げる行為をしてはならない、ということで定めております。

第6条、会長及び副会長となります。

協議会には会長を置くこととなりますが、対象学校の校長及び教職員は、会長及び副会長となることはできません。

第7条、会議についてとなります。

会長が招集し、議長となります。

なお、4つ目のところで感染症のまん延等の防止の必要や、その他やむを得ない事情があると会長が認めるときは、委員に対し、議事に係る意見を求め、その半数以上から意見書の提出があった場合に限り、会長の決定をもって会議の議決に変えることができるとしております。

コロナ禍もありましたので、参集しないで、議決できるようにということで定めております。

また、一番最後のところに、利害を有する委員は議決事項について、当該議決事項に関して議決権を有しないとしております。

会議の公開につきましては第8条となっており、原則公開となります。

ただし、記載がある場合除き、ということで、公開しない内容もございます。

次のページに行きまして、第9条です。

協議会の承認を得なければならない事項等になります。

学校の経営計画、学校の組織編成、施設及び設備の管理及び整備に関する事項、そのほか教育委員会が必要と認める事項となります。

第10条は、職員の任用に関する意見の対象となる事項です。

Q&Aの7ページをご覧ください。

説明が前後しますが、第9条の承認を得なければならない事項について戻ります。

7ページには、学校への基本的な方針案について承認が得られなかった場合について、またQの13で、職員の任用に関する意見の申し出により人事に混乱は生じないのかということの、Q&Aが記載があります。

まず、承認を得なければならない事項について、学校の経営計画については、承認が得られなかった場合でも、学校運営を進めることができる、となっております。少し読ませていただきます。校長と学校の協議会の意見が一致せず、承認が得られない場合、校長は理解を得られるよう十分な説明をして成案を目指すとともに、設置者である教育委員会も適正な運営を確保するために、協議会の運営の一時的な停止などの必要な措置を講じた上で、運営の改善に向けた指導を行うことが想定されます。と記載がございます。

なお、詳細につきましては、議案第2号に挙げております。要綱についても定めておりますので、そちらでもご説明いたします。

第10条の職員の任用に関する意見でございますが、Qの13の部分、人事に混乱は生じないのでしょうか、というところで、教職員の任用に関する意見は、地域の特性を生かした教育活動を充実させるための教職員配置と、校内体制の充実を図る視点から述べられるものであり、意見の多くは校長の学校経営ビジョンを後押しするものです。

また、学校運営協議会は合議体の機関なので、個人的な意見が尊重されるものではありません。そのため、教職員人事に大きな混乱は生じることはありませんとなっております。同じく要綱に詳細を記載してございます。

規則に戻ります。

第11条が、意見聴取、第12条が情報提供、第13条が研修等、第14条が委員の解任となっております。

研修につきましては、冒頭にも申し上げたように教育委員会が研修を実施することとなります。

委員の解任につきましては、第5条で定めている守秘義務等、ここに触れてしまった場合等も解任となります。

解任する場合は、教育委員会はその理由を示すこととなっております。今のページの裏面にその記載がございます。

第15条ですが、説明の中にも入れさせていただきましたが、規則に

定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は教育委員会が別に定めるとしており、両方で制定させていただきます。

規則の中にはございませんが、学校運営協議会制度を導入となりますと、学校評議員制度を廃止することとなります。

違いにつきましては、Q&Aの9ページでございます。

学校運営協議会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律で定められておりますが、学校評議会委員につきましては、学校教育法規則第49条で学校が設置者の定めるところにより、市の教育委員会になりますが、学校評議会員を置くことができると、任意設置となっておりますので、学校運営協議会制度を導入した場合には、学校評議員制度を廃止とする予定でございます。

以上となります。よろしくお願いいたします。

教育長

はい、それではこれより質疑に入ります。
ご質問、ご意見、ございますでしょうか。

根本委員

では、まず、規則の部分で、今ご説明いただいたところからご説明をお願いします。

いくつか確認事項等がございますが、まず規則案の、第4条の部分なのですが、委員の方の任期ですが、2年以内とする。ただし1回に限り再任を妨げないというのがあり、4年間ということですが、委員の方の中に校長先生がいらっしゃると思いますが、校長先生が例えば5年以上その学校にいらっしゃるようなケースもあるかと思っております。その場合は、校長先生は、委員にはなれないということになるのでしょうか。

学校教育課
島指導室長

近年ですと5年在籍というのは、ほとんどなくて、想定はしておりませんでしたので、しっかりと確認をして、またお示ししたいと思います。

久野委員

全体的に、この規則は、相当、難しい表現の仕方を使っているようです。これは、県あるいは、国から示されたものを、市の規則に適用されているというように理解してよろしいでしょうか。

学校教育課
島指導室長

導入ガイダンスの方にこちら県が出したものになりますので、県の規則が9ページから、例という形で載っております。それから、県内でですね、早くにコミュニティスクールを導入した自治体が市川となっております。

りまして、同じく23ページから、市川のものが掲載してございます。
こちらを参考にしつつ、さらに、鎌ヶ谷市の規則に関する部署の方にも確認をしてもらいながら、加筆をするような状況で、作成しております。

久野委員

はい。続けてお願いします。

第3条に書いてありますように、地域コーディネーターというのは、鎌ヶ谷の場合は、各学校ごとに設置されているのですか、それと人数はどのくらいでしょうか。

学校教育課
島指導室長

今年度から地域学校協働本部を各小中学校で、それぞれ始めておりまして、地域コーディネーターが1名ないし2名いるような状況となっております。

ただ第4条で定めている委員の方には、このコーディネーター委員になっていただくような形となりますが、基本的には1名参加していただく予定です。

久野委員

第11条について、法文解釈が難しいのですが、2行目から、同条第7項の規定により任命権者に対して意見を述べるときはあらかじめ協議会を開催する対象学校の校長の意見を述べる、これは述べるだけでよろしいのでしょうか。校長の意見を、私は求めるのももちろんじゃないかなと思いますが、いかがでしょうか。

学校教育課
島指導室長

詳細につきましては、要綱で定めさせていただいており、要綱の後に書式を載せさせていただいております。

現在の、このページからですね、6枚目の裏にその意見申出書というものがございまして、規則の方です。規則の今のページから数えると7枚目、次からだとも6枚目の裏に、意見申出書という形で作成しております。

こちらが会長名で出していただくものとなりますが、校長に確認をもらった上での提出となりますので、一番下に上記内容を確認いたしました、鎌ヶ谷市立、何々小学校長、もしくは中学校長、誰々ということで、記載をして提出していただく予定としております。

久野委員

私のお伺いしているのは、意見を述べたとしても、意味が無いのでは

ないか、と言うところに、疑問を感じています。

だから意見を述べるのではなくて、校長に対して意見を求めて、それに対して対応するかどうか、判断をするのではないのかと思うんですが、意見を述べるということは、別に効果がないですね。

根本議員

同じ部分に関しまして、私もちょっと一点ありましたので、付け加えさせていただきたいんですが、県の方のこちらのブルーの表紙の方の規則で11ページのところに、同じ第11条に関する文言ですと、第10条になります。県の方の規則でいうと、第10条になっているところですが、こちらだと校長の意見を聴取するものとする、という記載があったので、私も校長に意見を述べるではなく、意見を聴取するという文言の方が適切なのではないかと思いましたが、おそらく、久野委員のおっしゃることに近いのかなと思います。校長先生の意見を伝えるというよりは、校長先生にも意見を聞いて、確認を仰いでというか、そういった形で、最終的に申出書が出される形になるのかなと思ひまして、ちょっとお伺いしたいと思っておりました。

学校教育課
島指導室長

協議会に関しましては、合議制のものになりますので、教育委員会が協議会から出された意見を受け取るという形になります。

校長も協議会の委員に入っておりますので、改めて校長の意見を聴取するというふうには記載せずに、協議会の意見として会長から教育委員会が受けるときに、校長が確認をしましたというところに記載をいただいて教育委員会が受け取るということにしております。

申し訳ございません。

変えるとしたら、第11条に、意見聴取としてしまっているのので、この部分の変更をすべきかどうかを検討させていただければと思います。

久野委員

教育委員会に対して意見を述べる、協議会が教育委員会に対して、意見を述べるときは、改めて協議会を開催する対象学校の校長の意見を述べる、意見を述べるというのは何のために述べるのでしょうか。校長が意見を述べたものを、参考にして判断するという意味なのか、あるいは意見を聴取してそれを参考にして判断することなのか、あるいは校長はどういうふうを考えているのか意見を求めるのか、その辺ちょっとわからないですけれども、説明をお願いします。

学校教育課
島指導室

この場ではすぐお答えができない可能性がありますので、もう一度整理をして、後日お示ししたいと思いますのですが、よろしいでしょうか、

教育長

今の件は、よろしいですか。

久野委員

はい。国の資料を参考としているのならば、聴取に変えてよいのではないのでしょうか。それはわかりました。今後ご検討願いたいと思います。

教育長

他にございますでしょうか。

朽木委員

ちょっと話が戻ってしまいますが、委員の任期に関してのところ、保護者とかはどんどん交代して新陳代謝されていくので、特に問題はないかと思いますが、気になるのは、地域住民だとか、学識経験者とかが、4年ごとで再任を一切認めてないっていう形になると、十分に人材をまわせるだけの確保ができるのかっていうのが、ちょっと気になるところで、例えば地域住民なんかの場合だと自治会さん自体にもよりますが、割と同じ人がずっと勤めていたりとかっていうのはよく聞く話でありまして、いわゆる地域におけるキーパーソンが、結構、固着化すると、よく聞く話ではあるかと思うので、そうすると、例えば、1回限りで再任も妨げないと、1回、2期4年やってしまうと、もう完全に免疫ができて、そのままずっと再任用をすることができないという形になってしまうので、例えば多選による弊害を考えるのであれば、連続して2期までとするとか、そういうふうな形で、要するにほとぼりをさます、冷却期間があった後は、もう1回、頼めますよ、というような形にするという手もあるのではないかと思うのですが、そこら辺で、これを一律で全部もちろん新陳代謝して教職員であるとか、そういうのはどんどん配属される学校が変わっていきますから、新陳代謝して変わっていくので問題ないんですけど、なかなか変更が見込めない部分については、別な任期の規定にするとかという工夫も必要なのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

学校教育課
島指導室長

現在、学校評議員制度を行っておりますが、そちらで、人選について困難であるという話は、今まで聞いたことがないので、大丈夫ではないかという認識ではありますが、今一度、確認をさせていただきます。

朽木委員

問題が無いようでしたら、参考意見としてください。

久野委員

Q & Aの方の関係でよろしいでしょうか。

2 ページの中に先ほどもちょっと説明のときにお話がありましたけれども、Q 5 の (3) に、社会教育法第 9 条の 7 第 1 項に規定する地域学校協働活動推進委員を初めて聞く内容ですが、早速、手持ちの社会教育法を見てみたんですが、私の法律本は、もう古くて、第 9 条の 6 までしかありませんでした。

法第 9 条の 7 は、いつの改正で追加されたのか、こういうふう思うんですけれども地域学校協働活動推進員について、申し訳ありませんが、もう一度ご説明いただけますか。

学校教育課
島指導室長

Q & A の 1 0 ページの、Q の 1 7 にもございますが、地域学校協働活動推進員についての説明がございます。

地域学校協働活動が行われるようになってから、設定されたものでございますが、教育委員会は、委嘱する地域住民等と、学校との連絡調整等を行うコーディネーターの役割となっております。

地域学校協働活動に関する教育委員会の施策に協力して、地域住民と学校との間の情報の共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の援助を行う役目を担います。となっております。

千葉県の方でも、こちらの人材育成には力を入れておきまして、年に数回、研修がございますが、本市ではまだそこまで研修ができていない状況となっております、地域学校協働活動推進員の委嘱は行っていない状況です。

現在、各小中学校で行われている地域学校協働活動については、それぞれのボランティア団体、もしくは地域人材等の取りまとめ役として地域コーディネーターという名前のもと活動を行っていただいている人物が各 1 から 2 名おり、ゆくゆくは、地域学校協働活動推進員に委嘱したいと考えているところではありますが、現状では鎌ヶ谷市には、この人物はおりません。

教 育 長

よろしいでしょうか。

久野委員

それから、また規則に戻りますけれども、規則の要綱第13条に、教育委員会の事務局は、当該対象学校に置くものとする、ということが書いてあります。

私個人的には、今、働き方改革とか学校の先生方の仕事が多忙でとても大変だという中で、さらに、事務局を学校に置くということは、その働き方改革とかに、反するのではないかと思います。一方で、このQ&Aを見てみますと、Q&Aの1ページに組織や活動の立ち上げに関する事務等が一時的に増えることがありますけれども、軌道に乗った後は、学校・家庭・地域が適切な役割分担をすることにより、全体として教職員の負担は減少するというふうに書いてありますけれども、大丈夫でしょうか。

学校教育課
島指導室長

各学校の教頭先生方の研修でも、何回もお話しさせていただいている部分でもございます。

それから、県の方の担当の方からもお話しいただいている部分であります。新しいものを入れるにあたっては、一時的に事務量が増えるとは考えております。

青いガイダンスのほうの3ページをご覧くださいますと、県内の県立学校、それから市町村立学校のコミュニティスクールの導入コース、それから導入率等が記載がございます。

こういう状況からも、導入をせざるを得ない状況というのもございます。なお、研修等については、教育委員会が主導となって行うことで、仕事に関してはなるべく早く慣れていただき、また、学校評議員制度を廃止することから、事務の一つは減るというところで、学校には協力を依頼しているところでございます。

なお、各学校の校長先生方には、既に導入に向けての説明をしているところであります。

久野委員

大夫、分かってきましたが、先ほども言いましたように、教職員の負担は、軌道にのってくれば、教職員の負担は減少する、減少ということは、無くならないということではないですから、仕事は増えますから、増えますけれども、軌道にのってくるに従って楽になってきますよ、というふうに私は解釈したので、したがって、減少はするかもしれないけれども、負担は増えているという、解釈をしているんですけれどもいかがでしょうか。

学校教育課
島指導室長

令和7年度に実施する道野辺小学校の例で申しますと、市内の小中学校の中でボランティア活動が大変盛んな学校となっております。

そこまで軌道にのせるためには、やはりボランティアの方の人材を集めたりだとか、というところでご苦労があったという話は聞いておりますが、近年、登下校についての見守りの方が少ないですとか、学校の教育活動の中で先生の手が足りないところに保護者の方に来ていただいて、見ていただいている、などのいい例もございますので、そうなるように、教育委員会が全面的なバックアップをしながら、学校の方に協力いただきたいというところがございます。

教育長

よろしいですか。

根本委員

細かいところではありますが、第9条と第10条のところですが、法第47条の5、規則の第9条の方でいうと、第4項の教育委員会で定める事項は、と、第10条の方だと、第7項の教育委員会で定める事項は、とあります。

元々、ガイダンスの方にある、県の方の規則の方と照らし合わせて確認したところ、県では、教育委員会規則で定めるというのと、教育委員会で定めるというのは、同じと捉えて、違いはないということで、そのままよろしいでしょうか。

細かいところなんですけれども、規則という言葉が入っているのと、入っていないのでは、違いが特になければ大丈夫なのかなと思います。

第9条の1行目のところで、鎌ヶ谷市の規則案の方ですと、第9条のところでは、

教育委員会で定める事項は、とありますが、ガイダンスの方にある県の規則の方で言いますと、第8条のところにあります、10ページのところにあるのですけれども、こちらは教育委員会規則で定めるとあったので、その規則という言葉が入ると入らないのとでは何か違いはありますかという確認です。

学校教育課
島指導室長

こちらの完全なミスでございまして、元となっております、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第47条の5第4項及び第7項について、教育委員会規則で定める事項は、となっておりますので、教育

委員会規則で定める事項に訂正をさせていただきます。

教育長 よろしいですか。

根本委員 はい。

教育長 ありがとうございます。
他にどうですか。

根本委員 もう一回、また、ちょっと戻ってしまって、申し訳ございませんが、鎌ヶ谷市の規則の案の方で、第4条の委員の人数について、色々考えると、例えば、こういう方々から委員を選出してくださいという、その中の対象として教職員、地域の方、保護者の方とかってありますが、例えば、色々な方の意見を求めようとしたときに、例えば教職員でも受け持っている学年によって、先生方の低学年か高学年の先生なのかによっても発想が違ったり、違った意見が出てきたり、住民の方から選ばれるとしても、年代差によって色々な意見が、違う意見が出てきたりとかを考えると、この辺りの層の方たちや、教職員の方とか、地域の方、例えば保護者もそうですが、一人選出というよりも、できれば2人とか、何人とか、選出がされると、より協議会自体が濃い話の内容になるんじゃないかと、本当に素人の考えですけれども、そういう中でいうと、人数的に例えば教職員、地域の方、保護者の方2人ずつの形で、できるだけ幅の広い世代が違うとか、学年が違うとか、という形の中から選んでもらうにしても、10名で何とか収まるとは思いますが、10名以内というふうにされた理由というのが、もしあれば、教えていただければと思います。

学校教育課 こちらの10名ですが、必ず選ばなければならない、校長、教職員、それから地域コーディネーターを入れていただくので、3名は必ず入ってまいります。

なお、10名以外で必要があった場合には、要綱の方に定めさせていただいておまして、要綱の第8条になりますが、会議の運営で、会長は、必要に応じて、関係者及び対象学校の児童生徒を協議会に参加させることができるとしております。

先ほど根本委員の方からお話がありましたように、話し合う内容によ

って必要な人物等が変わってくると思いますが、毎回必ず協議会として組織するというのが、この10名以内です。それ以外で必要な場合には、必要に応じて参加させることができるとさせていただいております。

教育長 大丈夫ですか。

根本委員 分かりました。

久野委員 もう一つ、質問があります。すみません規則案の第9条ですが、先ほどの説明の中に、この協議会は合議制だという説明がございましたけれども、合議制ということは、反対者がいたときには成立しない、というのが通常の形になると思いますが、この第9条では、第9条の2ですか、(2)に、対象学校の校長は教育委員会と協議を必要になるときは修正を加え、再度協議会の承認を得られるよう努めると、何が何でも承認をもらおうと、そのように聞こえますが、とにかく合議制だから合議しない限りは成立しないと考えてよろしいですか。

学校教育課
島指導室長 基本的には、学校運営に関しまして、校長から示されるものについての承認をいただくというものになりますので、承認をいただくための準備を校長がするような形となります。

そこについて意見をいただき、もし承認が得られなかった場合には、先ほどQ&Aの7ページのQの12であったように、承認が得られなかった場合の協議会の委員となっていただく方がその役割や責任について正しく理解していただくということも必要ですので、委員についての研修も教育委員会の方で進めていくような形となります。

久野委員 そういことと、各委員に研修をしたりして、あなたたちは最終的に合議をしなくてはいけないと言っているのと同じになってしまうので、だから合議制というところに、一つ問題があるのかな、という気がしますが、とにかく承認を得られなかった場合なんかは、あるか、ないか、ないとは思いますが、校長さんが言うことだから、承認すると、言葉、悪いですが、そういう形もあるのか、と思いますので、校長さん大変だと思います。

教育長 よろしいですか。

久野委員

はい。

教育長

ほかにご意見、ご質問、ございますでしょうか。

各委員

なし。

教育長

はい、それでは議案第1号について、原案のとおりと決することにご異議ございませんでしょうか。

議案第1号、「鎌ケ谷市学校運営協議会の設置等に関する規則の制定について」、ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

教育長

次に、議案第2号、「鎌ケ谷市学校運営協議会の運営等に関する要綱の制定について」、事務局から説明をお願いします。

議案第2号 鎌ケ谷市学校運営協議会の運営等に関する要綱の制定について

学校教育課
島指導室長

続きまして、議案第2号、「鎌ケ谷市学校運営協議会の運営等に関する要綱の制定について」、説明をいたします。

提案理由といたしましては、議案第1号と同様に、鎌ケ谷市立道野辺小学校に学校運営協議会を設置するにあたり、規則第15条によって協議会の運営に関し必要な事項を定めるものであります。

規則で定めたものについて、細かく書式ですとか、足りない部分を補足しているものになります。

第1条が趣旨となっております。

第2条は設置です。

公立小中学校に協議会を置くものとする、となります。

委員の任命につきましては、書式を設定しておりまして、次の次から委員に書面をいただく承諾書、それから詳細について、記載をいただく校長名で出す推薦書、また10名までとなりますので、その10名の氏名、委員、委員歴等を記載する一覧。

この3つの書式をもって委員を推薦する、となり、教育委員会はこれを受け、任命書、または委嘱状を交付します。

第4条、委員の除外及び解任についてです。

特定の公職の候補者または公職にある者が委員の身分を有することができないものとする。

簡単に言いますと、議員さんに当たります。

それから、任期中に特定の公職の候補者となった場合は、その者を解任するものとするとしております。

第5条、委員の報酬です。

こちらは学校評議員制度の評議員の報酬と同じ額とさせていただきますました。

他自治体を見ますと、6,000円から1万円ほどとなっております。

途中で人が変わった場合には月割り計算といたします。

なお、鎌ヶ谷市の常勤の職員が委員を兼ねる場合には報酬は支給しないとなっております。

例えば、児童館の館長さんですとか、公共施設の方が委員になる可能性がございますので、そのような方、それから市の会計年度任用職員により各学校いろいろな先生がきり先生ですとか、ほほえみ先生とか、入っておりますが、そのような方がなる場合にもこちらに当たります。

裏にきまして、第6条が会議録となっております。

会議録は、その都度は、書式は指定しませんが、年間の報告につきましては、そのページから3枚目の裏にあります年間の実施報告書を提出いただく予定です。

第7条は会議の傍聴についてです。

同じく次のページに傍聴受付表がございます。

第8条は、先ほど少し説明いたしました会議の運営について、必要に応じて、関係者及び対象学校の児童生徒を協議会に参加させることができるとなっております。

第9条、基本方針の承認です。こちらについて先ほど少し説明をさせていただきましたが、校長が承認を得られるように、基本的な方針について、協議会の委員に対し、説明に努めるものとするとしております。

第10条が意見の取扱いです。

意見申出書の書式をそこから4枚目の裏面に付けさせていただきます。

第11条、情報提供です。協議会について、学校が学校便りやホームページ、自治会等への回覧等を活用し、情報提供をすることとしております。

第12条、委員の辞任及び解任についてです。書式のほうはそのペー

ジから4枚目の裏になっております。

解任通知書ですが、会長宛、委員本人宛、どちらに渡すかによって宛先が変わりますが、同じ書式となっております。

第13条です。

協議会の事務局は各学校に置くものとしませんが、教育委員会の事務局は、生涯学習部の学校教育を所管している課に置くものとするとしております。

なお、こちらの要綱でもその他に必要な部分が出てきますので、補足で第14条を記載させていただいております。

以上となります。

教育長

これより質問に入ります。

ご質問、ご意見ございますでしょうか。

久野委員

先ほど私がいろいろ申し上げたことは、規則だけに限らず、要綱にまたがって申し上げた部分がありますので、申し訳ありませんでした。

失礼しました。訂正します。

それと要綱の第5条の報酬ですけれども、地域コーディネーターは報酬が出ていますでしょうか。

学校教育課
島指導室長

はい、地域コーディネーターに関しましては、地域学校協働活動の方で活動いただいている方になりますので、そちらで、時間給で、既に出ている形となっております。

久野委員

はい、わかりました。

教育長

他にございますでしょうか、

根本委員

はい。まず、1点、訂正になると思うんですが、第9条のところで、(1)、後ろの方ですね、対象学校校長は、協議会の委員から基本的な方針についての意見を聴取して、教育員会、となっているので、委が入りますね。

学校教育課
島指導室長

はい、すみません。

根本委員

そこではないページのところで、前のページの第5条に戻りまして、ちょっとお伺いしたいのは地域コーディネーターのことなんですけれども、県の方のガイダンスの方にある県の要綱の方ですと、コーディネーターというのは、選ばれた協議会の委員の中から互選で選出するというふうになっていますが、鎌ケ谷市の場合は、その委員さんの中から、お互いのその様な形で、話し合いで決めるのではなくて、あらかじめ鎌ケ谷市教育委員会の方から、この方になっていただけませんかという感じで、選出するというような形にするということによろしいでしょうか。

学校教育課
島指導室長

コミュニティスクールを導入するにあたり、コミュニティスクール学校協議会制度が形骸化しないために、本市では地域学校協働活動を先行して全ての学校で行っております。

そこで、地域学校協働活動のコーディネーターとして既にやっていたいておりますので、改めて教育委員会が選定するという形ではなく、各学校が現在やっている地域学校協働活動、いわゆるボランティア活動の集合体になりますが、そちらで中心的な役割を担っていただいている方に勤めていただいている状況となっております。

教育長

他にございますでしょうか。

根本委員

まず、第7条の会議の傍聴の件なんですけれども、2番のところで、会長の許可を得れば、この文章でいうと、傍聴席において写真とか映像とかを撮影したり、録音したり、会長の許可を得られればできるということなんですけれども、その後についての取扱いというのは、何か決まり事はあるのでしょうか。

例えばOKした後に撮影したものや、傍聴した映像、録音したものをどのような取扱いとするのか、約束事というか、傍聴される方は、ちゃんと申出書に名前と住所を記入する用紙があって、申出をして、許可を得て傍聴するけれども、例えばその方が録音したものを家に帰って例えばですけども、家族に聞かせるということは、何というか、ルールとして許可を得て聞いた人じゃない人が聞いてしまうことになるので、そのあたりの管理がちゃんとされるのか、そもそも会長が許可しない、というつもりで、こういうこれは作らないと思いますが、要綱は作らないと思いますが、そのあたりはいかがでしょうか。

学校教育課
島指導室長

学校運営協議会制度については、会議の内容について情報提供していくべきものでありますが、規則の第8条において、小中学校の職員の採用や人事に関する事項、それから特別の事情による協議会を公開すべきでないと認めたというところに関しましては、傍聴自体が認められないこととなりますので、それに関しては、撮影、映像の許可は、会長の判断となります。

ただし、第14条で示したように、こちらの要綱以外でも、別に定める必要があるものというのは、今のように出てくると思いますので、こちらで定めるようにしていきたいと思います。

教育長

はい。
他にいかがでしょうか。

久野委員

これは、今の話に関連ですけれども、会長の許可を得れば、写真を撮っても、映像を撮影しても、録音してもいい、という風に解釈されてしまうので、これはない方がいいと思います。

というのは、会長の許可があれば、例えば、結構だよということは、許可なしでやられてしまう可能性もなきにしもあらずで、悪く考えればですね。そういうことも考えられるので、基本的に傍聴はしてもいいけれども、傍聴人の役割と責務として、写真を撮ったり、録音したりということはダメだよ、というふうにした方がよろしいのかなど、要綱ですから、改正するのに、改定するのにそんなに難しい問題じゃないですから、希望しておきます。

教育長

よろしいですか。
他にございますでしょうか。

それではお諮りいたします。議案第2号について、原案のとおりとすることに、ご異議ございませんでしょうか。

各委員

異議なし。

教育長

では、議案第2号、「鎌ヶ谷市学校運営協議会の運営等に関する要綱の制定について」、ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号、「令和6年度鎌ヶ谷市教育委員会教育功労者表彰

について」、事務局の説明をお願いいたします。

議案第3号 令和6年度鎌ケ谷市教育委員会教育功労者表彰について

《ここから非公開》

教育総務課
木間課長

議案第3号、「令和6年度鎌ケ谷市教育委員会教育功労者表彰について」ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

《ここまで非公開》

教育長

以上で議案事項を終了します。

————— ここから報告事項 —————

教育長

それではこの後報告事項に入ります。
それでは報告第1号、「令和7年度鎌ケ谷市成人式～20歳の集い～の開催について」、事務局の報告を求めます。

報告第1号 令和7年鎌ケ谷市成人式～二十歳の集い～の開催について

生涯学習推進課
小笠原課長

それでは報告第1号、令「和7年鎌ケ谷市成人式～20歳の集いについて～の開催について」、実施結果をご説明させていただきます。
まず、はじめに資料の訂正をお願いいたします。
申し訳ございません。
一番の日時のところでございますが、こちらの欄に日付の方が抜けておりました。
令和7年1月12日、日曜日に開催しております。
大変失礼いたしました。
申し訳ございません。
では改めて説明させていただきます。
去る1月12日、日曜日、午前10時から、きらり鎌ケ谷市民会館におきまして、二部制で開催をいたしました。
記念式典は5番の主催者来賓の方にも記載がございますが、市長、教

育長、市議会議長、市議会、教育福祉常任委員会委員長にご出席いただきました。

また、記念行事は、本市からのビデオレター、フォトスポット、お茶席などをご用意いたしました。

対象者は985名のところ、当日の参加者は、第1部、第2部合わせて710名で、出席率は72.08パーセントでございました。

なお、去年の出席率は73.25パーセントでございますので、出席率は昨年とほぼ同じでございます。

その他ですけれども、裏面でございますように、当日はリアルタイムで撮影をした式典の様子をYouTubeで配信いたしまして677回の視聴がございました。

また、アーカイブ配信につきましては、こちらで1月下旬ということで予定でございますが、現在ホームページの方には掲載をしております。

また、今回、今年の鎌ヶ谷市成人の日記念行事実行委員会のメンバーですけれども、男女合わせまして12名おりました。

思い出に残る記念行事をということで、積極的に自らが中学校の方へ足を運んでいただきまして、恩師からのメッセージを撮影し、編集もいただいた上、恩師からのビデオレターということで、当日上映をいたしました。

またバルーンアートなどで飾ったフォトスポットの方も用意をしまして、多くの方が撮影をしているなど、お茶席の方も大変好評でございました。

当日は多くの方にご協力いただきまして、会場や周辺道路、駐車場など、人の流れも大きな困難等はなく、無事に終えることができました。

来年につきましても、福太郎アリーナの改修工事による休館が続いておりますので、きらり鎌ヶ谷市民会館の方で、成人式の方は開催する予定です。

今回の実施状況につきまして、広く皆様から意見を伺いまして、次の開催に活かせるようにしたいと思います。

報告は、以上です。

教 育 長

報告第1号についてご質問、ご意見等、ございますでしょうか。

各 委 員

なし。

教育長

よろしいですか。では、続きまして報告第2号、「令和7年2月の行事予定について」、事務局の説明をお願いします。

報告第2号 令和7年2月の行事予定

教育総務課
木間課長

私の方からは、2月の行事予定に関して説明をさせていただきます。
2月の定例会は、2月19日、水曜日、14時から、場所を東部学習センターに移して行う予定としております。

こちらは2月13日から、鎌ヶ谷市議会の議案概要説明会等が開催されまして、3月14日までが議会の開催期間となりますことから、通常第1委員会室を使っているところですが、場所を変更させていただくというものでございます。

よろしく願いいたします。

以上です。

教育長

報告第2号について、ご質問、ご意見、ございますでしょうか。

よろしいですか。では、続きまして報告第3号、「学校の近況報告について（指導）」及び報告第4号、「学校の近況報告について（管理）」、第3号、第4号、続けて事務局の説明をお願いいたします。

報告第3号 学校の近況報告について（指導）

報告第4号 学校の近況報告について（管理）

《ここから非公開》

学校教育課
菅井副参事
生涯学習部
中野副参事

報告第3号「学校の近況報告（指導）について」、及び報告第4号「学校の近況報告（管理）について」、報告がありました。

《ここまで非公開》

教育長

他にございませんでしょうか。

各委員

なし。

教 育 長

本日の定例会における議案事項、報告事項については、全て終了いたしました。

鎌ヶ谷市教育委員会 1 月定例会を終了いたします。

ありがとうございました。

各 委 員

ありがとうございました。

鎌ヶ谷市教育委員会会議規則第32条の規定に基づき署名する。

令和 7年 6月27日

教育長 小林 修一

教育委員 赤岩 けさ子

作成者 木間 幸司